

放課後児童対策に関する専門委員会（第6回）資料

高松市の放課後児童クラブの現状と課題について

平成30年2月27日（火）

高松市

1 香川県高松市の概要

(H29.4.1現在)

総人口 (高齢化率)	418,756人 (26.79%)	
世帯数	183,690世帯	
面積	375.44Km ²	
学校	小学校	49校
	中学校	23校
	高校	1校
保育所	公立	30か所
	私立	38か所
幼稚園	国立	1か所
	公立	24か所
	私立	19か所
認定こども園	公立	6か所
	私立	9か所
地域型保育事業	公立	1か所
	私立	9か所
地域コミュニティ協議会	44か所	
保健所	1か所	
消防署	1局5署4分署4出張所 1救急ステーション	

平成11年～中核市



2 高松市の放課後児童クラブの状況

(1) 放課後児童クラブの概要

ア 教室数

※平成29年5月現在

公設	直営	45校区	92教室
	委託	1校区	2教室
民営			12教室
養護学校内			2教室
合計			108教室

※市内全49小学校区中、島しょ部を除く46校区において実施

イ 開設時間（公設）

平日	学校終業時 ~ 午後6時30分
土曜日・長期休業期間	午前8時 ~ 午後6時30分
28年度開設日数	255~293日

※午後7時まで延長利用可

※日曜、祝日、年末年始は休み

ウ 月額利用料（公設）

区分	月～金	月～土
8月以外	5,000円	7,000円
8月	8,000円	10,000円

※生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯は免除

エ 入会・待機児童数（民営等を含む）

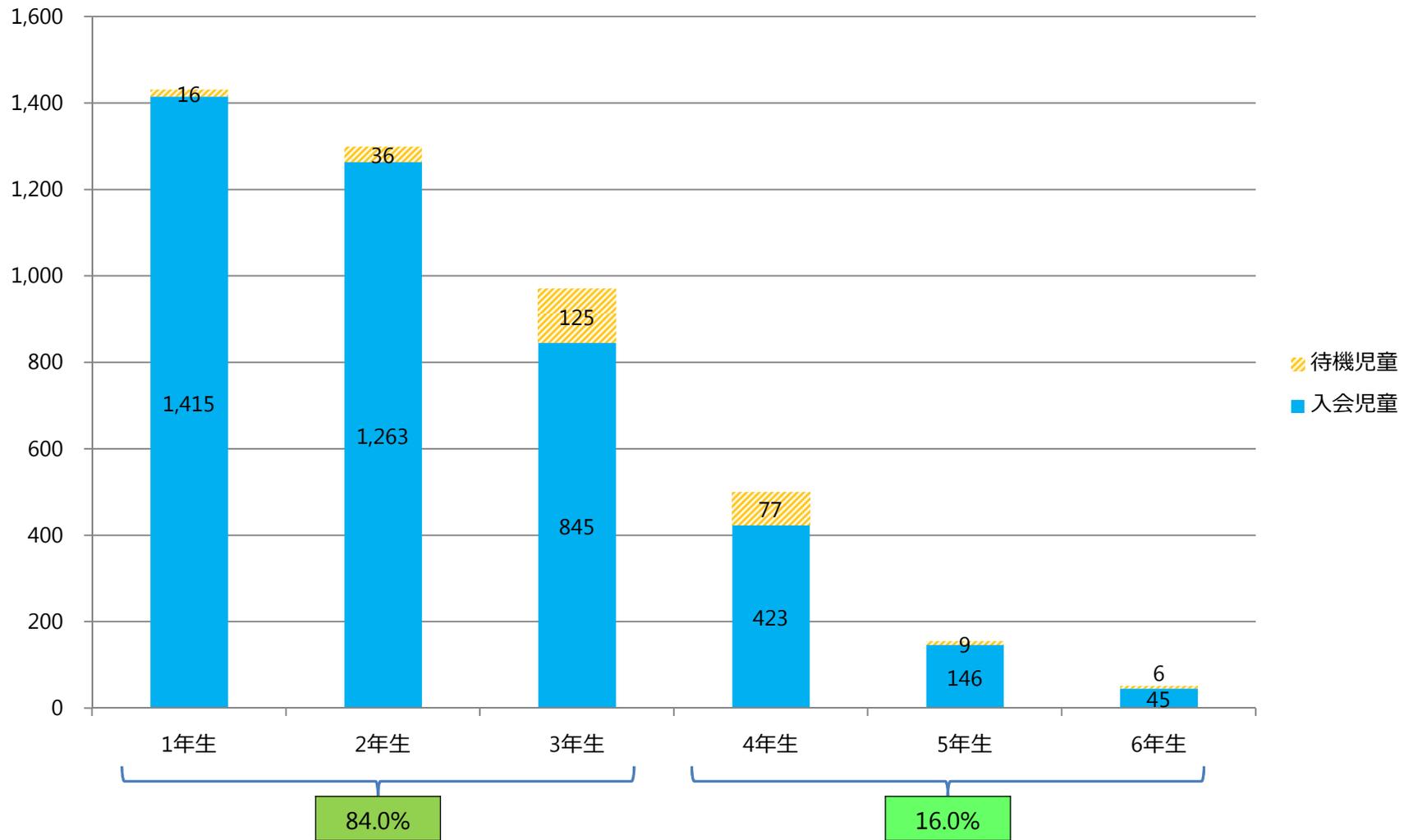
※平成29年5月現在

①	入会希望児童数	4,406人
②	入会児童数	4,137人
	うち公設	3,631人
	うち民営等	506人
③	待機児童数	269人
④	小学校全児童数	23,135人
⑤	入会希望児童の割合	19.0%

(①入会希望児童数÷④小学校全児童数)

(2) 学年毎の入会・待機児童数

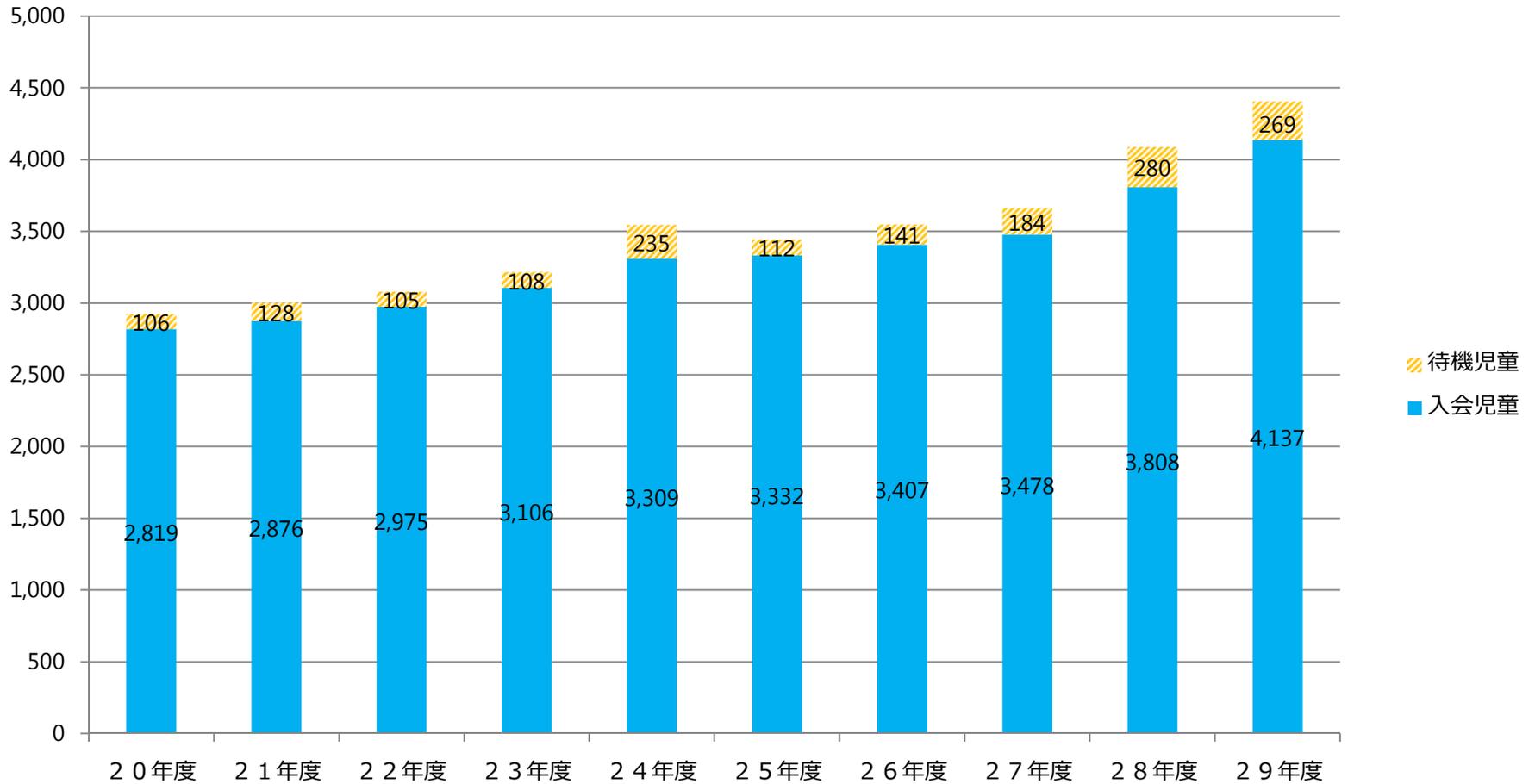
※平成29年5月現在



○低学年（1～3年生）の利用希望が8割を超え、待機児童も低学年から生じている。

(3) 入会・待機児童数等の推移

※各年度5月1日の数値（民営クラブ等を含む）



教室数	72	74	78	81	81	83	86	94	101	108
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

○教室整備により受け皿の確保を行っているが、利用希望児童が増加し、待機児童の解消に至っていない。

3 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の見直し

高松市子ども・子育て支援推進計画（計画期間27～31年度）における「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策」の見直しを予定。（30年3月）

1 当初計画

区分	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末
入会希望児童数（A）	4,234	4,259	4,214	4,173	4,134
入会児童数（B）	3,731	4,007	4,149	4,152	4,134
待機児童数（A-B）	503	252	65	21	0
実施教室数	98	106	113	117	122



2 実績及び見直し後の計画（案）

区分	実績		見直し後の計画（案）		
	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末
入会希望児童数（A）	4,088	4,406	4,687	4,659	4,645
入会児童数（B）	3,808	4,137	4,398	4,542	4,645
待機児童数（A-B）	280	269	289	117	0
実施教室数	100	107	114	121	129

3 増減（見直し後の計画（案）－当初計画）

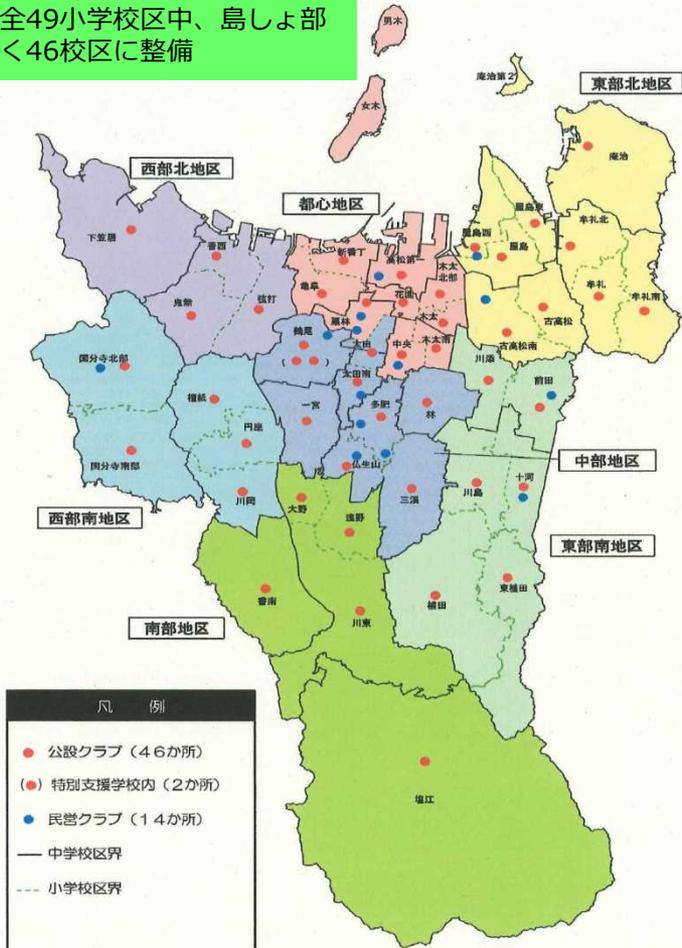
区分	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末
入会希望児童数	-146	147	473	486	511
実施教室数	2	1	1	4	7

4 施設整備の現状と課題

(1) 現状

ア 放課後児童クラブの配置図

市内全49小学校区中、島しょ部を除く46校区に整備



イ クラブ設置形態別教室数・割合

市内（公設+民間）クラブ設置形態別の教室数及びその割合（平成30年1月31日現在）
（単位：教室数）

余裕教室※1	専用教室※2	専用施設※3	民間施設	計
37	11	49	15	112
33.0%	9.8%	43.8%	13.4%	100.0%

※1特別教室の放課後のみの時間貸し利用を含む
 ※2校舎内や児童館内のクラブのための専用の教室や特別支援学校内クラブ2教室を含む
 ※3プレハブ等のクラブ専用施設
 ※4 ※1～3は全て公設クラブ

○本市では、放課後児童クラブの整備・運営は、公設クラブが大部分を占めている

ウ 施設整備の方法

高松市子ども・子育て支援推進計画におけるクラブの確保方策において、「公設を基本とする」としている。

具体的な整備方法

- 小学校の余裕教室等の活用
- 学校内に専用施設（プレハブ）を整備
- 小学校近隣の用地購入による専用施設（プレハブ）整備
- 民間クラブの整備促進

(2) 課題

ア 公設クラブ整備

公設クラブ整備の困難化	
①	校舎内に余裕（空き）教室がない
②	校舎増築等により、学校敷地内にクラブ整備場所がない
③	新たにクラブを整備する学校外の用地確保も困難 ・ 近隣に適当な土地がない ・ 用地購入に伴う財政負担
④	学校周辺のコミュニティセンターなどの公共施設も、放課後児童クラブの開設時間の特性（年間を通して、かなりの時間帯を占有）から利用が困難

特に、児童が増加している小学校区では、校舎内の余裕教室の利用等に関し、教育委員会との調整が困難となっている。

イ 民間クラブの導入

国の「子ども・子育て支援整備交付金」を活用をした民間クラブの整備について募集を行ったが、応募に至っていない。

28年度	：	募集	1教室	応募	なし
29年度	：	募集	2教室	応募	なし

5 放課後児童支援員・補助員の現状と課題

(1) 現状

ア 配置基準

(ア) 支援員等配置基準（支援単位ごと）

支援単位ごとの入会児童数	放課後児童支援員	補助員
入会児童数が45人未満のとき	1人（※2人）	1人（※0人）
入会児童が45人以上67人未満のとき	1人（※2人）	2人（※1人）

※の規定は、一つの小学校において開設する放課後児童クラブの支援単位数が1である場合について適用

(イ) 加配基準（放課後児童クラブごと）

条件	放課後児童支援員	補助員
障害児を2人以上受け入れたとき	—	1人
入会児童数が30人以上で、障害児を1人以上受け入れたとき	—	1人
上記のほか、市長が特に必要と認めたとき	必要な人数	必要な人数

イ 配置人数 ※平成30年1月現在

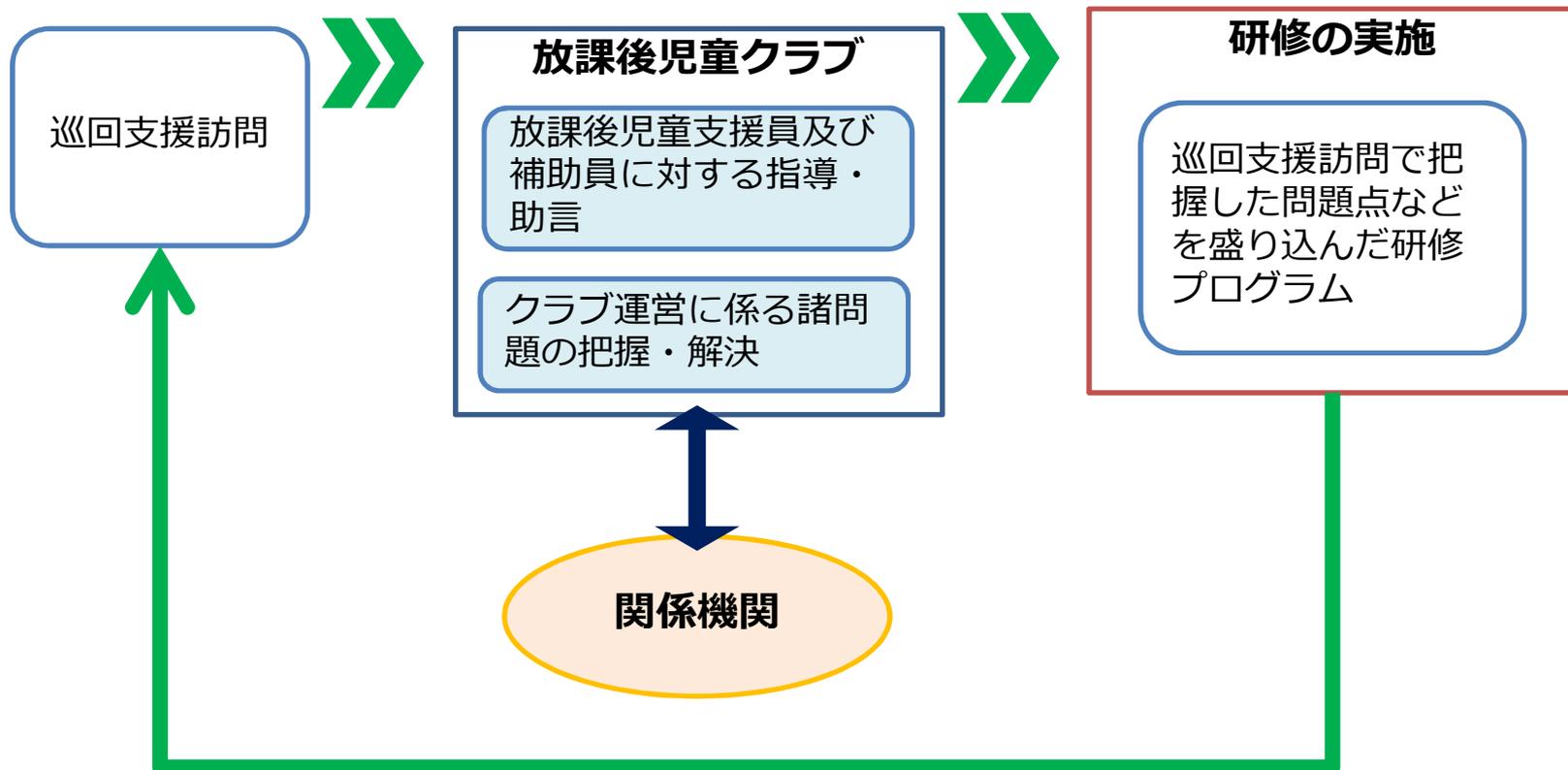
	放課後児童支援員	補助員
配置基準	103	102
加配基準	0	79

ウ 待遇

	放課後児童支援員	補助員
職 種	非常勤嘱託職員	臨時的任用職員
報酬・賃金	月額 157,900円	時給 980円
勤務条件等	月～土 週30時間勤務 (週5日程度)	月～土 概ね週20時間未満
	通常時 11:30～18:30 休業時 8:00～18:30 ※休業時は、ローテーション勤務	通常時 放課後～18:30 休業時 8:00～18:30 ※上記の時間帯で、必要な時間
	健康保険、厚生年金 雇用保険	—

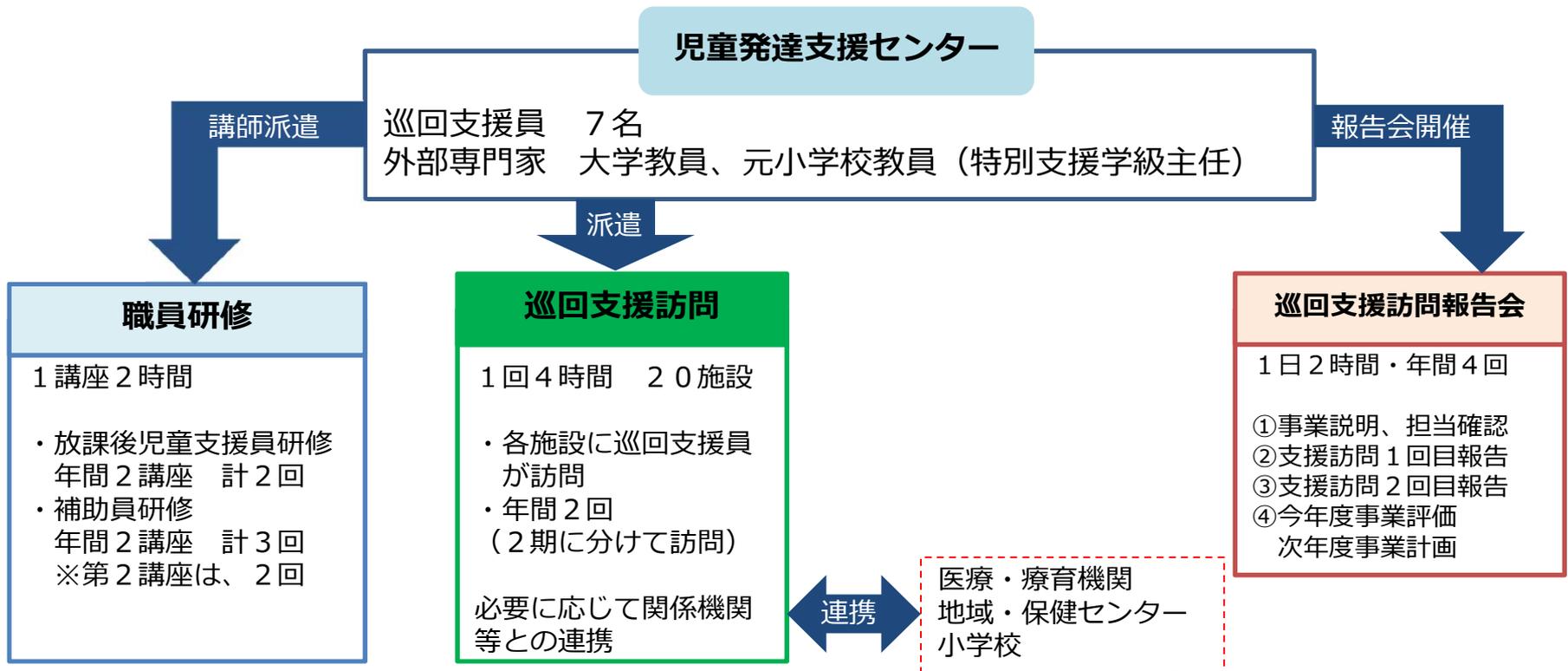
工 特別支援相談員

- ・放課後児童支援員のスーパーバイザー的な職員 4名（平成29年度）
小学校、中学校の校長経験者
- ・放課後児童クラブを巡回し、実態に則した円滑な教室運営方法や特別な支援が必要な児童への関わり方など、放課後児童支援員を支援
- ・放課後児童支援員及び補助員の能力の向上を図るため、研修を企画実施



才 発達障がい児等支援体制構築事業

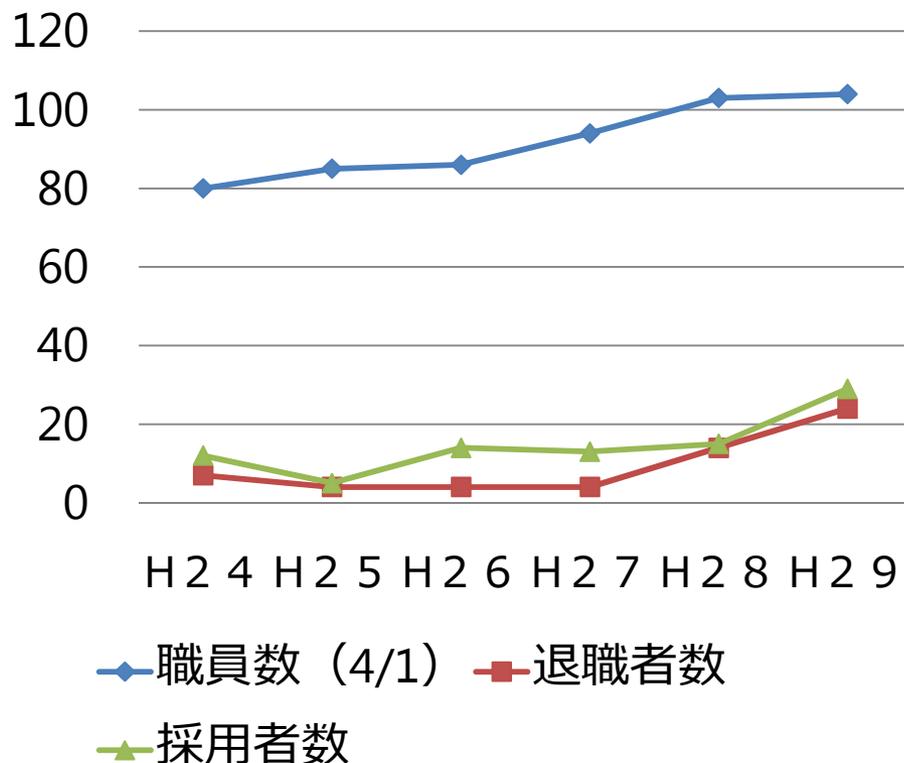
- ・ 特別な支援を必要とする子どもに対する支援の充実を図るため、専門家による巡回支援訪問、職員研修、保護者との相談、関係機関との連携等を実施し、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築。
- ・ 市内の児童発達支援センターへ業務を委託。
- ・ 巡回支援訪問や職員研修を通し、放課後児童支援員及び補助員の能力の向上を図る。



(2) 課題

ア 放課後児童支援員の退職状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
職員数	80	85	86	94	103	104
退職者数	7	4	4	4	14	24
採用者数	12	5	12	13	15	29



※ 職員数は各年度4月1日現在の人数
※ 退職者数・採用者数は当該年度中の人数
ただし、4月1日の採用者は前年度で集計
※ 29年度の退職者数・採用者数は予定

【課題】

- ・ 支援員の定着化が図れていない。
- ・ 人材の確保が困難となっている。
(募集に対し、応募数が少ない。)
- ・ 採用職員の多くが、子育てが一段落ついた年齢(50代以降)であり、若い世代の応募が少ない。

イ 人材確保とその問題点

(ア) 支援員の基礎資格と人数

基礎資格	人数	割合
幼・小・中・高の教諭資格を有する	65	62.5%
高校卒で児童福祉事業等に2年以上従事	21	20.2%
保育士資格を有する（※幼・保両方の資格を有する者を含む）	15	14.4%
大学で社会福祉学等を専修	3	2.9%
計	104	100.0%

(イ) 支援員確保の問題点

・放課後児童支援員として適正があると思われる者でも、基礎資格を欠き、応募できない場合がある。

【例】（ア）養護教諭として勤務した者を支援員として採用できない。

（イ）補助員として勤務している一部の職員について、最終学歴が中卒であるため、支援員として採用できない。

・「都道府県知事が行う研修を修了した者」という要件については、平成32年3月31日までの間、「修了予定の者を含む」とした経過措置がなされているため、現在は基礎資格を有する者を支援員として採用した後に、研修を受講させることができています。

しかしながら、経過措置終了後、これまでどおり研修未修了の者を採用した場合、修了までの間、支援員としては従事させることができず、教室の運営に支障を来す恐れがある。

6 学校及び地域との連携

(1) 高松市放課後児童クラブ運営委員会

目的

各小学校区の放課後児童クラブの適正な運営を図るため、当該小学校区における入会児童の保護者、関係団体の代表等で構成する放課後児童クラブ運営委員会を設置。

委員会の構成

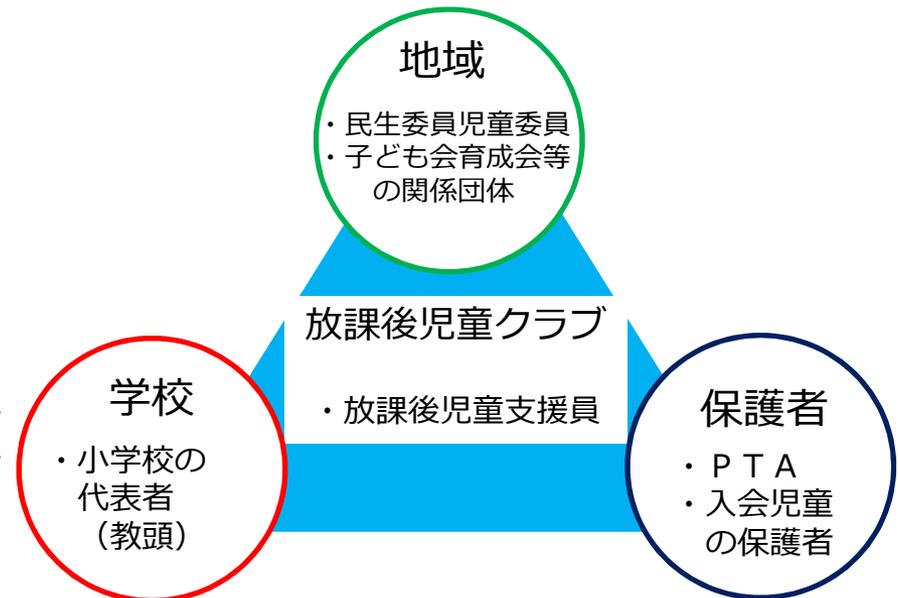
○委員会は、次の者からなる6人以上で組織する。

- ・ 民生委員児童委員 【放課後児童クラブ運営委員会委員長】
- ・ P T A
- ・ 子ども会育成会等の関係団体
- ・ 入会児童の保護者
- ・ 小学校の代表者（主に教頭が就任）
- ・ 放課後児童支援員

※ 小学校の校長は顧問に就任

○所掌事項

- ・ 放課後児童クラブの適正な運営に関すること
- ・ 児童の入会の適否に関する意見に関すること
- ・ 児童の強制退会に関する意見に関すること



(2) 運営委員会を中心とした学校及び地域との連携

- ・運営委員会に小学校関係者が委員や顧問として関わることにより、情報交換や学校施設の利用など、学校との連携を深める。
- ・民生委員児童委員やPTA、関係団体を運営委員会の構成員とし、地域と連携した放課後児童クラブの運営を行う。

地域

- ・民生委員児童委員
- ・子ども会育成会等の関係団体

- ・老人クラブのボランティアによる読み聞かせ
- ・婦人団体によるお菓子作り
- ・季節行事【餅つき】
- ・地域のイベントへの参加

放課後児童クラブ

- ・放課後児童支援員

学校

- ・小学校の代表者（教頭）
- ・校長

- ・職員間の情報交換、情報共有
特別な支援が必要な児童への関わり方
児童の学校での様子や家庭環境など
- ・学校施設の利用

保護者

- ・PTA
- ・入会児童の保護者

- ・PTA、入会児童の保護者を通じ、保護者とも円滑な連携を構築